

令和6年3月

## 令和6年度 体育施設使用に関する決まり

都立学校開放事業運営委員長  
東京都立光丘高等学校長  
瀧本 秀人  
(公印省略)

- 1 正門から責任者と一緒に団体単位で出入りしてください。開放時間中における個人単位での出入りについては、必ず管理指導員に報告し、確認を得てください。
- 2 1回の使用時間は、準備から後片付けまでの時間を含みます。使用時間を厳守してください。午前の使用時間は午前9時から午後1時までとし、午後の使用時間は、午後1時から午後5時までとします。
- 3 自動車、オートバイでの来校は厳禁です。
- 4 自転車は、指定された場所に置いてください。
- 5 使用を許可された施設以外への立入りは厳禁です。
- 6 使用中に、学校の施設・設備等を破損したときは、直ちに管理指導員に申し出て、管理指導員の指示に従ってください。
- 7 校内での営業行為及び業者の出入りは厳禁です。
- 8 事前に登録した登録団体構成員以外の者は、原則、本校敷地内に立入りはできません。
- 9 練習試合等で使用する場合、対戦相手のメンバーについては、当日対戦相手の責任者が管理してください。
- 10 各施設使用の際は、学校で決められた靴を使用してください。  
(テニスコート：テニスシューズ)
- 11 登録団体間での使用日の交換、他団体への使用日の譲渡は厳禁です。
- 12 学校の電話を、呼出し、連絡等に使用することはできません。
- 13 使用後は、必ず清掃、整地等を行い、学校教育に支障のないよう現状回復してください。
- 14 敷地内は、全て禁煙です。また、ごみ・空き缶等は必ず持ち帰ってください。
- 15 使用終了時に、使用人数、備品・施設の異常及び事故の有無を管理指導員に報告してください。
- 16 その他、管理指導員の施設管理・安全・使用上の注意・指導・指示に従ってください。

以上の事項に違反した場合、学校開放事業運営委員会の審査に付し、運営委員会の定める一定期間の使用を禁止し、又は団体の登録を取り消すことがあります。

また、学校への非協力的な言動等があった場合にも団体の登録を取り消すことがあります。

なお、学校教育上支障が生じた場合、使用承認を変更し、又は取消すこともあります。